

平成28年7月8日  
独立行政法人農畜産業振興機構

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）の  
直接交付方式に係る補填金単価（概算払）について  
【平成28年5月分】

平成28年5月に肥育事業者が販売した交付対象牛に適用する肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号）第6の9及び附則10の概算払の補填金単価については、下記のとおりです。

なお、補填金単価の確定値については、平成28年8月上旬に公表する予定です。

記

肉専用種	交雑種	乳用種
—	—	—

- 注1：平成26年度から、四半期の最終月以外に販売された交付対象牛について、肥育牛補填金の概算払を行うこととしています。概算払については、四半期の最終月の補填金交付と合わせて行います。
- 2：概算払は、配合飼料価格安定制度の当該四半期の補填金がないと仮定して計算した額より4,000円/頭を控除した額としています。ただし、控除した額が1,000円/頭未満の場合は概算払を行いません。
- 3：補填金交付額に見合う財源が不足する場合等、上記補填金単価を減額することがあります。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課  
担当：井上、小笠原  
電話：03-3583-8562

(参考1)

## 平成28年度 牛マルキン補填金算定基礎

【平成28年5月】

(単位：円/頭)

区 分	肉専用種	交雑種	乳用種
粗収益 (A)	1,288,271	779,155	465,241
生産コスト (B)	1,008,619	712,050	453,455
差額 (C) = (A) - (B)	279,652	67,105	11,786
暫定補填金単価 (D) =  (C)  × 0.8	—	—	—
補填金単価 (概算払) (D) - 4,000	—	—	—

粗収益 (A) = ① + ②	1,288,271	779,155	465,241
主産物価格 ① = a × b	1,278,937	773,424	460,428
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,563	1,572	1,037
枝肉重量 (kg) b	499	492	444
副産物価格 ②	9,334	5,731	4,813
生産コスト (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	1,008,619	712,050	453,455
物財費 ③	909,225	654,883	417,349
もと畜費	542,942	299,470	145,106
飼料費	301,103	312,033	240,044
流通飼料費	300,036	311,208	238,546
麦類	10,519	1,852	849
とうもろこし	10,390	371	585
ふすま	9,719	753	198
かす類	8,139	4,318	1,013
配合飼料 (暫定値)	212,991	269,665	209,683
稲わら	24,034	14,570	9,240
その他	24,244	19,679	16,978
牧草・放牧・採草費	1,067	825	1,498
敷料費	11,422	8,075	7,690
光熱水料及び動力費	10,063	7,992	5,864
その他の諸材料費	229	202	275
獣医師料及び医薬品費	7,438	3,951	2,630
賃借料及び料金	3,996	2,483	2,977
物件税及び公課諸負担	4,985	2,550	1,998
建物費	11,788	8,622	5,606
自動車費	5,150	2,971	1,576
農機具費	8,606	5,518	2,970
生産管理費	1,503	1,016	613
労働費 ④	74,943	41,570	24,380
家族	69,201	37,207	21,142
費用合計 ⑤ = ③ + ④	984,168	696,453	441,729
支払利子 ⑥	13,330	5,583	2,702
支払地代 ⑦	460	146	176
と畜経費 ⑧	10,661	9,868	8,848

注1：補填金単価は100円未満切り捨て。

2：平成26年度より、消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳  
【平成28年5月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	28市場	2,549	502
	相対取引等	2,633	484
	計	2,563	499
交雑種	28市場	1,566	492
	相対取引等	1,589	493
	計	1,572	492
乳用種	28市場	1,015	452
	相対取引等	1,044	441
	計	1,037	444

注1 28市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場18市場での取引から、地域算定に用いたデータを除外して算定。

2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

3 平成26年度から、消費税抜きで算定。

【肉専用種】

北海道、岩手県（日本短角種を除く）、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、岐阜県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、高知県

【交雑種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県

【乳用種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県